

一般財団法人観光まちづくり佐伯職員慶弔金及び見舞金等の支給に関する規程

(目的)

第1条 定款第47条第5項に基づき、一般財団法人観光まちづくり佐伯（以下「法人」という。）の職員の慶弔金及び見舞金等（以下「慶弔金」という。）の支給に関し、必要な事項を次のとおり定める。

(適用範囲)

第2条 本規程は、職員就業規程第3条に定める職員及び他の法人等から派遣された職員に適用することを原則とする。

(勤続年数の計算)

第3条 この規程で定める勤続年数は採用日より計算し、1年未満の端数は切り捨てるものとする。

(種類)

第4条 慶弔金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 結婚祝金
- (2) 出産祝金
- (3) 弔慰金
- (4) 傷病見舞金
- (5) 災害見舞金
- (6) 退職記念品

2 第2条の規定に関わらず、前項第3号から第6号の慶弔金（ただし、第12条第2項の弔慰金を除く。）は、パートタイム職員、有期契約職員、定年退職者再雇用職員も適応対象とする。

(届出)

第5条 職員またはその家族が、本規程の定めるところにより慶弔金の支給を受けようとするときは、その事実を証明する書類と併せて、総務課長に届け出なければならない。

(重複不支給)

第6条 本規程による慶弔金は、1家族2名以上勤務している者にかかる同一支給事由の場合、原則として重複して支給することはない。

(給付金の返還)

第7条 職員が虚偽の届出により本規程に定める給付金を受給した場合は、給付金を即時返還しなければならない。

(各種社会保険法との関係)

第8条 本規程に定める慶弔見舞金は、労働者災害補償保険法、その他各種社会保険法等による給付金に関わりなく支給する。

(特例の扱い)

第9条 慶弔金について理事会が適当と認めたときには、本規程に定められた金額によらない場合がある。

(結婚祝金)

第10条 職員が在職中に結婚した場合は、本人に対して、30,000円を支給する。

2 結婚の当事者双方が職員であるときは、第6条の規定に関わらず、その各々に祝金を支給する。

(出産祝金)

第11条 職員またはその配偶者が子を出産したときは、30,000円を支給する。

2 前項にかかわらず、死産及び出産後7日以内の死亡には支給しない。

(弔慰金)

第12条 職員が死亡した場合は、遺族に対して次により弔慰金を支給する。

(1) 業務上の死亡

勤続年数5年未満	100,000円
勤続年数5年以上10年未満	200,000円
勤続年数10年以上	300,000円

(2) 業務外の死亡

勤続年数5年未満	50,000円
勤続年数5年以上10年未満	100,000円
勤続年数10年以上	150,000円

2 職員の家族が死亡したときは、職員に対して次により弔慰金を支給する

配偶者	50,000円
子	30,000円
子(死産及び出産後7日以内)	15,000円
父母(同居の配偶者の父母を含む)	30,000円
同居の祖父母	10,000円

(供花等の扱い)

第13条 前条による法人葬、供花及び葬祭料、供花料等の支給については、死亡原因の状況、職位、功績等を勘案して理事長が決定する。

(業務上の傷病見舞金)

第14条 職員が業務上の事由に基づく傷病により、休業が連続して1ヶ月以上に及んだときは、30,000円を支給することを基本とする。ただし、その傷病の程度と事情により変更することがある。

(業務外の傷病見舞金)

第15条 職員が業務に直接起因しない傷病により、休業が連続して1ヶ月以上に及んだときは、10,000円を支給することと基本とする。ただし、その傷病の程度と事情により変更することがある。

(災害見舞金)

第16条 天変地異その他避けざる事故において災害が生じた場合は、その状況に応じて他の事例等を参考に理事長が決定し、見舞金を支給する。

(退職記念品)

第17条 退職する職員に対し、記念品を支給することができる。

2 前条の支給にかかる詳細については、当該職員の職位及び功績等を勘案して、事務決裁規程第7条第2項第3号カの範囲内において、総務課を所管する業務執行理事が決定する。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

(改正)

第19条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

1 この規程は、令和6年11月7日から施行する。

2 令和6年3月31日時点で株式会社まちづくり佐伯又は一般社団法人佐伯市観光協会に在籍する職員については、いずれかの法人に在籍した期間を第3条の勤続年数に算入する。